



宮監公表第4号
令和4年1月27日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野 まつ子
荒木 敏
森木 太
黒木 恒一郎

宮崎市監査委員会
監査之印

定期監査結果の公表について

のことについて、下記のとおり公表します。

記

1 宮崎市監査基準への準拠

宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。

2 種類

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査

3 対象

教育委員会（企画総務課、学校施設課、学校教育課、教育情報研修センター、生涯学習課、保健給食課、文化財課）の令和2年度及び令和3年4月1日から令和3年8月31日までの財務に関する事務の執行

4 着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

5 主な実施内容

教育委員会各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 実施場所及び日程

実施場所 関係各課及び監査室

日 程 令和3年11月1日から令和4年1月21日まで

7 結果

(1) 上記のとおり監査した限りにおいて、学校教育課、教育情報研修センターについては、おむね適正かつ効率的に執行されていると認めた。企画総務課、学校施設課、生涯学習課、保健給食課、文化財課については、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

（企画総務課）

①令和2年度の産業廃棄物収集運搬業務に係る契約事務について、単価契約（1kgあたり）であることから、予定価格は業務単価で設定すべきところ、総額で設定され比較できないものとなっていた。
・宮崎市立大淀小学校外36校産業廃棄物収集運搬業務

・宮崎市立宮崎小学校外 34 校産業廃棄物収集運搬業務

(学校施設課)

①行政財産の目的外使用許可について、次のような不備があった。

ア 令和 2 年度の田野小学校の第 1 種電話柱及び支柱に係る使用料について、道路占用料条例により「算定した占用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、切り上げて徴収していた。

・(630 円×1 本+63 円×1 本) ×2/12 年=115. 5 円

【正】(端数を切り捨て) 115 円 【誤】(端数を切り上げ) 116 円

イ 令和 2 年度の穆佐小学校の土地に係る使用料について、行政財産使用料条例により「算定した使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、切り上げて徴収していた。

・評価額単価 (m²当たり) 6,416 円×37.5 m²×5/100×1/12 年=1002.5 円

【正】(端数を切り捨て) 1,002 円 【誤】(端数を切り上げ) 1,003 円

(生涯学習課)

①令和 2 年度の行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア 大淀川学習館のカプセル販売機に係る使用料について、延べ床面積は 2,720.04 m²であるにもかかわらず、2,771.00 m²で算定し徴収していた。

使用料 【正】2,670 円 【誤】2,621 円 差額 49 円

【使用料計算式】

[(家屋評価額×0.07)+(土地評価額×建築面積×0.05)]×1.1×カプセル販売機
面積÷延べ床面積

イ 宮崎科学技術館の売店ショーケースに係る使用料について、建築面積は 2,660.8 m²であるにもかかわらず、2,668.8 m²で算定し徴収していた。

使用料 【正】13,371 円 【誤】13,379 円 差額 8 円

【使用料計算式】

[(家屋評価額×0.07)+(土地評価額×建築面積×0.05)]×1.1×売店ショーケース
面積÷延べ床面積

②令和 2 年度及び令和 3 年度の自動販売機の電気使用料に係る調定について、次のような不備があった。

ア 令和 3 年 9 月分までの大淀川学習館(本館及び杉の家)に設置してある自動販売機(公益財団法人:3 台)に係る電気料について、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準により、「電気使用料金は子メーターを設置し実費徴収とする」と規定しているにもかかわらず、指定管理者が毎月報告する電気料単価で計算し、基準に基づく算定方法で徴収していなかった。

公益財団法人電気使用料金

・令和 2 年度 【正】88,820 円 【誤】112,999 円 差額 24,179 円

・令和 3 年度(4 月~9 月分) 【正】47,804 円 【誤】58,252 円 差額 10,448 円

イ 令和 3 年 9 月分までの科学技術館に設置してある自動販売機(公益財団法人:2 台、民間団体:1 台)に係る電気料について、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準により、「電気使用料金は子メーターを設置し実費徴収とする」と規定しているにもかかわらず、指定管理者が毎月報告する電気料単価で計算し、基準に基づく算定方法で徴収していなかった。

公益財団法人電気使用料金

・令和 2 年度 【正】64,332 円 【誤】87,983 円 差額 23,651 円

・令和 3 年度(4 月~9 月分) 【正】31,690 円 【誤】38,650 円 差額 6,960 円

民間団体電気使用料金

・令和 2 年度 【正】18,887 円 【誤】25,732 円 差額 6,845 円

・令和 3 年度(4 月~9 月分) 【正】10,154 円 【誤】12,362 円 差額 2,208 円

- ③令和3年度の青少年指導委員班長報酬(上半期4月～9月)について、報酬に関する規定がないにもかかわらず、月額600円を支給していた。
- ④令和2年度の「高木兼寛賞」審査委員会・表彰式謝金について、謝金に関する規定がないにもかかわらず、1回当たり3,000円を支給していた。
- ⑤令和2年度の広瀬地区青少年育成協議会運営費補助の精算について、財務規則において「目的完了後7日以内に精算書に関係書類を添えて精算しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算書は目的完了後7日以内に起票されているものの、令和3年5月17日に戻入していた。
精算書起票日：令和3年4月6日 戻入日：令和3年5月17日
- ⑥令和2年度「児童クラブ3か所障がい児童等受入れ分」及び令和3年度「児童クラブ4か所障がい児童等受入れ分」の児童クラブ運営業務委託（加配）について、受注者から提出された勤務簿において、労働時間が6時間を超えていたにもかかわらず、休憩時間を付与していない事例に関し、是正の指導が不十分であり、改善されていなかった。

(保健給食課)

- ①令和3年度のオージオメーター校正点検に係る入札（見積）書について、契約金額及び100分の10に相当する額の記載をしていなかった。
- ②令和2年度の消耗品購入に係る執行伺書及び契約締結同・支出負担行為書について、課長の専決であるにもかかわらず、課長の決裁がなかった。
- ③令和2年度及び令和3年度の心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用料について、予定価格は見積書と比較できるよう1件当たりの単価で設定すべきところ、総額としていたため、比較できないものとなっていた。
- ④令和2年度の宮崎市立教職員ストレスチェック面接指導料の契約事務に係る予定価格について、見積書と比較できるよう1件当たりの単価で設定すべきところ、総額としていたため、比較できないものとなっていた。
- ⑤令和2年度及び令和3年度の宮崎市佐土原学校給食センター配電線電柱敷の支線に係る使用料について、公有財産規則第24条の2に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた。
- ⑥令和2年度の計量器定期検査業務（宮崎市北部C）について、次のような不備があった。
ア 執行伺の予定価格について、見積書と比較できるよう1件当たりの単価で設定すべきところ、総額としていたため、比較できないものとなっていた。
イ 見積書について、執行伺の決裁後に徴すべきところ、それ以前に提出を依頼していた。

（執行伺書決裁日：令和2年5月15日 見積書提出依頼日：令和2年5月7日）

(文化財課)

- ①令和2年度の月知梅定期診断・樹勢維持管理業務委託の仕様書記載の6つの業務のうち、「薬剤散布」・「摘果」・「公園内草刈」について、履行状況を確認できる資料がなかった。

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(教育委員会)

教育委員会の行政財産目的外使用許可について、行政財産目的外使用許可申請書は教育長宛で、行政財産目的外使用料免除申請書は市長宛で提出されているが、教育長名で発出している行政財産目的外使用許可書のなかにおいて、使用料の決定及び減免を行っている状況があった。

教育財産の管理において、使用料の徴収権、免除権は長の権限に属しているにもかかわらず、権限を持たない教育長名で使用料の決定及び減免を含む行政財産目的外使用許可書を発出している点については、是正が必要であると考える。

については、適正に事務が遂行できるよう、関係部局と調整を図りながら改善策について検討されたい。

着眼点

収入事務
調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）
調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
現金出納事務
現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務
滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課・徴収事務（税のみ）
賦課事務
台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務
台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
支出事務
支出一般
違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係
旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金等の支出
公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか 等
貸付金の支出
貸付は法令等の目的に合致するものであるか 等
契約事務
入札・契約事務
一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
契約の履行
契約日以前に着工しているものはないか 等
公有財産
財産の取得及び処分、管理
財産の取得及び処分の手続は適正か 等
使用（占用）許可（行政財産）
使用（占用）許可申請書は適正に提出されているか 等
貸付（普通財産）
貸付申請書は適正に提出されているか 等
物品管理
物品等管理
物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
公の施設の指定管理事務
基本協定・年度協定は締結されているか 等
利用料金の手続きは適正に行われているか 等
モニタリングは適時行われているか 等